

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

職業能力開発校規則の一部を改正する規則	(産業人材対策課)	一
特定非営利活動法人の設立の認証申請	(共同社会参画推進課)	一
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	一
道路の区域変更	(道路課)	二
道路の供用開始	(同)	二
事務所の所在地等を確知できない宅地建物取引業者(二件)	(建築宅地課)	二
開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	二
人事委員会 人事委員会規則十一・三(職員団体の登録に関する条例施行規則)の一部を改正する規則		三

## 規 則

職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十五号

職業能力開発校規則の一部を改正する規則

職業能力開発校規則(昭和四十九年宮城県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表宮城県立仙台高等技術専門校の項中

造園科

二〇人

二〇人

を

造園科

一〇人

一〇人

に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

## 告 示

○宮城県告示第九十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年十二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 木村秋則自然栽培に学ぶ会

代表者の氏名 清水 精二

二 主たる事務所の所在地 大崎市古川清水新田六十五番地一

三 定款に記載された目的

この法人は、農業従事者並びに広く一般市民に対して、農作物の自然栽培の普及・啓発等の事業を行うことを通じて、地域の農業復興のみならず、社会全体の自然の保護・食の安全・地域の活性化に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日

平成二十二年十一月十八日

○宮城県告示第九十二号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年十二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一三五〇〇〇四一	さらら女川 杜鹿郡女川町宮ヶ崎 字川尻二十六番地の	就労継続支援B型	特定非営利活動法人さらら女川	平成二十二年十二月一日

○宮城県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十二年十二月三日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩釜巨理線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
前	後	前	後			
多賀城市町前三丁目三七番一地先から 同市町前三丁目一〇八番一地先まで		—	—	二二・〇〇 五五・〇〇	一、一五四・三	国道四十五号との重複区間は供用が あつたものと みなす。

○宮城県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十二年十二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	文字下細倉線	栗原市栗駒文字下山神一番一地先から 同市栗駒文字下山神一五番二地先まで	平成二十二年 十二月三日

○宮城県告示第九十五号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確認できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成二十二年十二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宅地建物取引業者の商号

有限会社沼田商店

二 代表者の氏名

沼田 哲夫

三 事務所の所在地

仙台市太白区茂庭台四丁目二十二番十号

四 免許年月日及び免許番号

平成二十年一月十一日 宮城県知事(六)第三千四百十九号

○宮城県告示第九十六号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確認できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成二十二年十二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宅地建物取引業者の商号

有限会社日野産業

二 代表者の氏名

日野 信一

三 事務所の所在地

石巻市鹿妻南五丁目一番三十八号

四 免許年月日及び免許番号

平成十九年三月七日 宮城県知事(二)第四千九百八十六号

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（一区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十二年十二月三日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城郡利府町森郷字大窪南六十八番四

三

宮城郡利府町神谷沢字後沢四十一番地四E一〇

鈴木 孝章

人事委員会

人事委員会規則十一・三（職員団体の登録に関する条例施行規則）の一部を改正する規則をここに  
公布する。

平成二十二年十二月三日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則十一・三・二

人事委員会規則十一・三（職員団体の登録に関する条例施行規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員団体の登録に関する条例（昭和四十一年宮城県条例第十九号）に基づき、人事  
委員会規則十一・三（職員団体の登録に関する条例施行規則）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（登録の取消しの特例）

第五条 条例第五条の規定による登録の取消しの通知をする場合において、これを受けるべき者の所  
在が知れないときその他通知をすることができないときは、通知の内容を県公報に掲載することを  
もつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して十四日を経  
過した日に、通知がこれを受けるべき者に到達したものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。